

## 労働基準関係法令違反に係る公表事案

青森労働局

最終更新日 令和7年11月30日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
(有) 川越林業	青森県青森市	R7.1.7	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	4日以上の休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告を提出しなかつたもの	R7.1.7送検
(株) 田代工業	青森県青森市	R7.1.7	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	4日以上の休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告を提出しなかつたもの	R7.1.7送検
(株) ナカムラ	青森県弘前市	R7.3.4	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ3mの農用作業車の作業床で、要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R7.3.4送検
(株) apple line	青森県弘前市	R7.3.4	労働基準法第32条	労働者2名に、36協定の延長時間を超える違法な時間外労働を行わせたもの	R7.3.4送検
斎藤建築	青森県西津軽郡 鰺ヶ沢町	R7.6.3	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第526条	高さ1.5メートルを超える足場上で作業させるに当たり、安全に昇降するための設備を設けていなかつたもの	R7.6.3送検
(株) 八洲陸運 青森営業所	青森県青森市	R7.7.10	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	4日以上の休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告を提出しなかつたもの	R7.7.10送検
高松建設工業（株）	青森県下北郡 大間町	R7.9.9	労働安全衛生法第14条 労働安全衛生規則第360条	掘削面の高さが2メートル以上の地山の掘削作業に当たり、地山の掘削作業主任者に職務を行わせていなかつたもの	R7.9.9送検
(株) ミヅエホーム	青森県八戸市	R7.10.9	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条 労働者派遣法第45条	高さ約6.8mの開口部付近で、要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R7.10.9送検